

一般財団法人大阪建築防災センター建築確認検査機構

確認検査業務手数料規程

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、別に定める「一般財団法人大阪建築防災センター建築確認検査機構確認検査業務規程」(以下「業務規程」という。)に基づき、一般財団法人大阪建築防災センター建築確認検査機構(以下「この法人」という。)が実施する確認検査業務に係る手数料について、必要な事項を定める。

(確認の申請手数料)

第 2 条 業務規程第 17 条第 5 項および確認検査業務約款に規定する確認の申請に係る手数料の額は、確認申請一件につき、【別表第 1】に掲げるとおりとする。

2 【別表第 1】の床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。ただし、この項に定めのない場合は、計画変更床面積算定準則(平成 11 年 4 月 28 日住指発第 202 号)を準用する。

(1) 建築物を新築、増築、改築、移転(以下「建築」という。)する場合(次号に掲げる場合を除く。)は、当該建築に係る部分の床面積を対象とする。

(2) 建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合は、当該計画の変更に係る部分の床面積の二分の一(床面積が増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積。)の床面積を対象とする。

ただし、この法人以外の指定確認検査機関等(以下「他機関等」という。)で確認済証を交付した物件については、全ての床面積を対象とする。

(3) 建築物を別棟増築する場合以外の増築は、増築する部分の床面積に当該既存の建築物の部分の床面積の二分の一の床面積を合計した面積を対象とする。

(4) 大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又は建築物の用途を変更する場合は、当該修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積を対象とする。

(5) 既存の建築物に構造耐力に関わる遡及適用等がある場合は、前各号に係らず増築等に係る部分の床面積に当該既存の建築物の部分の床面積を合計した面積を対象とする。

3 昇降機、工作物、浄化槽の確認の申請に係る手数料の額は、確認申請一件につき、【別表第 5】に掲げるとおりとする。

4 一般財団法人大阪建築防災センターにおいて防災計画評定業務を実施した建築物の確認の申請に係る手数料の額は、確認申請一件につき、【別表第 2】に掲げるとおりとする。

5 構造計算適合性判定を要する建築物の確認の申請に係る手数料の額は、この法人と構造計算適合性判定機関(以下「構造適判」という。)との調整に係る経費として、上記の手数料に【別表第 6】に掲げる構造適判調整手数料を確認申請一件につき加算する。

6 特定構造計算基準及び特定増改築構造計算基準のうち、確認審査が比較的容易にできるものの審査(以下「ルート 2 基準審査」という。)の確認の申請に係る手数料の額は、上記の手数料に【別表第 7】に掲げるルート 2 基準審査加算手数料を確認申請一件につき加算する。

(中間検査の申請手数料)

第3条 業務規程第29条第6項および確認検査業務約款に規定する中間検査の申請に係る手数料の額は、中間検査申請一件につき、【別表第3】に掲げるとおりとする。なお、【別表第3】の床面積の合計は、当該検査に係る部分の床面積を対象とする。

(完了検査の申請手数料)

第4条 業務規程第35条第7項および確認検査業務約款に規定する完了検査の申請に係る手数料の額は、完了検査申請一件につき、【別表第4】に掲げるとおりとする。なお、【別表第4】の床面積の合計は、当該検査に係る部分の床面積を対象とする。又、昇降機、工作物、浄化槽の完了検査の申請に係る手数料の額は、完了検査申請一件につき、【別表第5】に掲げるとおりとする。

(再検査の申請手数料)

第5条 中間検査又は完了検査の結果、再検査が必要な場合はその申請内容に応じて【別表第3】から【別表第5】の一部に掲げる申請手数料を再検査申請手数料と読み替える。

(手数料の減額、加算)

第6条 確認・検査が効率的に実施できる場合等は、効率の度合いに応じ、申請手数料及び払込みに要する費用を減額することができる。又、確認・中間検査を他機関等において実施したもの、あるいは確認・検査を実施するにあたり、別途検証・審査を必要とするものは、相当の費用を別途加算する。

2 豊能郡豊能町・能勢町は、中間・完了検査申請手数料に10,000円(非課税)を加算する。(同日に複数がある場合は最初の一件のみ。)

(証明書発行等の手数料)

第7条 確認済証等の証明書の発行、又は確認申請書類等の閲覧及び弁護士法に基づく照会に係る手数料の額は、一件につき5,000円(非課税)とする。

(仮使用申請等の検査手数料)

第8条 業務規程第41条第6項および確認検査業務約款に規定する仮使用認定の申請に係る手数料の額は、仮使用認定申請一件につき、【別表第13】に掲げるとおりとする。

2 特定行政庁で行う仮使用認定において、特定行政庁から検査依頼がある場合の手数料の額は、前項のとおりとする。ただし、消費税等10%を含む額とする。

(規程に定めのない事項)

第9条 確認検査業務手数料規程に定めのない手数料については、別途協議し定めることとする。

【別表第1】建築物に関する確認申請手数料 (非課税、単位：円)

床面積の合計		手数料の額	
		通常の場合	他機関等で確認済証を交付した物件の計画変更
100㎡以下	計画変更で30㎡以下の4号又は型式で特例適用	8,000	26,000
	計画変更で30㎡以下の1～3号又は4号の構造計算付	21,000	36,000

	計画変更で 30 m ² を超え 50 m ² 以下の 4 号又は型 式で特例適用	14,000	26,000
	計画変更で 30 m ² を超え 50 m ² 以下の 1～3 号又 は 4 号の構造計算付	21,000	36,000
	4 号又は型式で特例適 用		26,000
	1～3 号又は 4 号の構造計算付		36,000
100 m ² を超え、 200 m ² 以下	4 号又は型式で特例適 用		33,000
	1～3 号又は 4 号の構造計算付		40,000
200 m ² を超え、 500 m ² 以下	4 号又は型式で特例適 用		43,000
	1～3 号又は 4 号の構造計算付		69,000
500 m ² を超え、1,000 m ² 以下			82,000
1,000 m ² を超え、2,000 m ² 以下			112,000
2,000 m ² を超え、3,000 m ² 以下			182,000
3,000 m ² を超え、5,000 m ² 以下			242,000
5,000 m ² を超え、10,000 m ² 以下			322,000
10,000 m ² を超え、25,000 m ² 以下			422,000
25,000 m ² を超え、50,000 m ² 以下			522,000
50,000 m ² を超える			別途見積

- ① 磁気ディスク等により申請データを提出する場合、及びこの法人が確認した計画変更確認申請の場合は、確認申請手数料から 2,000 円を減額する。
 - ② 天空率の審査を必要とする場合は、【別表第 8】に掲げる手数料を加算する。(道路、隣地及び北側高さ制限における 2 以上の審査を必要とする場合は、道路、隣地及び北側毎に適用する。)
 - ③ 避難安全検証法の審査を必要とする場合は、【別表第 9】に掲げる手数料を加算する。
 - ④ 耐火性能・防火区画検証法の審査を必要とする場合は、【別表第 10】に掲げる手数料を加算する。
 - ⑤ 限界耐力計算法等(限界耐力計算と同等以上の構造計算(エネルギー法、告示免震等)を含む。)の審査を必要とする場合は、【別表第 11】に掲げる手数料を加算する。
 - ⑥ 特定天井の審査を必要とする場合は、【別表第 12】に掲げる手数料を加算する。
 - ⑦ その他特殊な構造計算・構造方法等により特殊な審査を必要とする場合は、別途見積とする。
 - ⑧ 一件の確認申請で、複数棟(建築基準法第 20 条第 2 項を含む。)で構造計算を行っている場合は、棟数から 1 を減じた数に、1 棟につき 30,000 円を加算する。
- ※「構造計算付」とは、建築基準法第 20 条第 1 項第四号イの国土交通大臣が定める基準に従った構造計算又は第 20 条第 1 項第四号ロの構造計算、及び構造設計図書が提出され

たもの。

【別表第2】 防災計画評定業務を実施した建築物の確認申請手数料

(非課税、単位：円)

床面積の合計		手数料の額
100 m ² 以下	4号又は型式で特例適用	23,000
	1～3号又は4号の構造計算付	32,000
100 m ² を超え、200 m ² 以下	4号又は型式で特例適用	30,000
	1～3号又は4号の構造計算付	36,000
200 m ² を超え、500 m ² 以下	4号又は型式で特例適用	39,000
	1～3号又は4号の構造計算付	62,000
500 m ² を超え、1,000 m ² 以下		74,000
1,000 m ² を超え、2,000 m ² 以下		101,000
2,000 m ² を超え、3,000 m ² 以下		164,000
3,000 m ² を超え、5,000 m ² 以下		218,000
5,000 m ² を超え、10,000 m ² 以下		290,000
10,000 m ² を超え、25,000 m ² 以下		380,000
25,000 m ² を超え、50,000 m ² 以下		470,000
50,000 m ² を超える		別途見積

- ① 磁気ディスク等により申請データを提出する場合は、確認申請手数料から2,000円を減額する。
- ② 加算手数料については、【別表第1】の②から⑧とする。

【別表第3】 建築物に関する中間検査申請手数料

(非課税、単位：円)

床面積の合計		手数料の額
100 m ² 以下	4号又は型式で特例適用	21,000
	1～3号又は4号の構造計算付	22,000
100 m ² を超え、200 m ² 以下	4号又は型式で特例適用	24,000
	1～3号又は4号の構造計算付	32,000
200 m ² を超え、500 m ² 以下		40,000
500 m ² を超え、1,000 m ² 以下		60,000
1,000 m ² を超え、2,000 m ² 以下		70,000

2,000 m ² を超え、3,000 m ² 以下	120,000
3,000 m ² を超え、5,000 m ² 以下	130,000
5,000 m ² を超え、10,000 m ² 以下	170,000
10,000 m ² を超え、25,000 m ² 以下	250,000
25,000 m ² を超え、50,000 m ² 以下	270,000
50,000 m ² を超える	別途見積

- ① 同一開発地内において3件以上の建築物の中間検査を同時に実施する場合は、一件につき中間検査申請手数料から2,000円を減額する。(中間検査申込み同時の場合に限る。)
- ② 確認審査を他機関等で実施したものは、中間検査申請手数料に確認申請手数料の額を加算する。
- ③ 再検査の手数は、中間検査申請手数料の額とする。ただし、現地検査を伴わない場合の手数は、8,000円とする。(同時検査の場合の手数料減額の対象とはしない。)

【別表第4】建築物に関する完了検査申請手数料 (非課税、単位：円)

床面積の合計		手数料の額	
		特定工程物件外	特定工程物件
100 m ² 以下	4号又は型式で特例適用	23,000	21,000
	1～3号又は4号の構造計算付	24,000	22,000
100 m ² を超え、200 m ² 以下	4号又は型式で特例適用	26,000	24,000
	1～3号又は4号の構造計算付	36,000	32,000
200 m ² を超え、500 m ² 以下		50,000	45,000
500 m ² を超え、1,000 m ² 以下		65,000	60,000
1,000 m ² を超え、2,000 m ² 以下		85,000	80,000
2,000 m ² を超え、3,000 m ² 以下		140,000	120,000
3,000 m ² を超え、5,000 m ² 以下		150,000	130,000
5,000 m ² を超え、10,000 m ² 以下		190,000	170,000
10,000 m ² を超え、25,000 m ² 以下		280,000	250,000
25,000 m ² を超え、50,000 m ² 以下		300,000	270,000
50,000 m ² を超える		別途見積	別途見積

- ① 同一開発地内において3件以上の建築物、又は昇降機の完了検査を同時に実施する場合は、一件につき完了検査申請手数料から2,000円を減額する。(完了検査申込み同時の場合に限る。)
- ② 浄化槽が設置された物件は、完了検査手数料に別途手数料を加算する。
- ③ 確認審査を他機関等で実施したものは、完了検査申請手数料に確認申請手数料の額を加算する。(ただし、中間検査をこの法人で実施したものを除く。)

- ④ 再検査の手数料は、完了検査申請手数料の額とする。ただし、現地検査を伴わない場合の手数料は、8,000円とする。(同時検査の場合の手数料減額の対象とはしない。)
- ⑤ 「検査済証を交付できない旨の通知書(期限付き)」による「追加説明書」の審査手数料は、計画変更確認申請手数料の規定を準用する。
- ⑥ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。)に係る適合義務対象建築物の完了検査手数料の加算は、下記による。
- ・この法人で建築物エネルギー消費性能適合性判定(以下「省エネ適合性判定」という。)(モデル建物法)を受けたもの(計画変更及び軽微変更該当証明を含む。)は、完了検査申請手数料に30%(加算率)を乗じた額を加算する。(1,000円未満切り捨て)
 - ・この法人で省エネ適合性判定(モデル建物法)を受けていないものは、完了検査申請手数料に60%(加算率)を乗じた額を加算する。
 - ・建築物の一部が省エネ適合性判定の対象となる場合は、完了検査申請手数料(当該部分の床面積が対象)に加算率を乗じた額を加算する。ただし、一件の完了検査申請で省エネ適合性判定の対象となる建築物が複数棟ある場合は、棟毎に算定した合計額を加算する。(1,000円未満切り捨て)
 - ・この法人で省エネ適合性判定を受けたもので省エネ適合性判定に係る再検査が必要な場合の手数料は、完了検査申請手数料に50%を乗じた額とする。(1,000円未満切り捨て)
 - ・標準入力法、主要室入力法により省エネ適合性判定を受けた建築物に関する完了検査手数料は別途見積とする。

【別表第5】昇降機、工作物、浄化槽に関する建築確認申請等手数料

(非課税、単位：円)

区 分	建築確認申請 手数料の額	計画変更確認 申請 手数料の額	完了検査申請 手数料の額
昇降機① (1～3号建築物に併願の昇降機等を含む)	21,000	11,000	30,000
昇降機② ホームエレベーター、小型昇降機(型式適合認定・型式部材等製造者認証)、小荷物専用昇降機	11,000	7,000	20,000
工作物	高さ5m以下	25,000	10,000
	高さ5mを超え、 10m以下	30,000	15,000
	高さ10mを超え、 20m以下	50,000	25,000
	高さ20mを超える	100,000	50,000
浄化槽	—	8,000	13,000

- ① 磁気ディスク等により申請データを提出する場合、及びこの法人が確認した計画変

更確認申請の場合は、確認申請手数料から 2,000 円を減額する。

- ② 確認審査を他機関等で実施した計画変更確認申請は、確認申請手数料の額とする。ただし、浄化槽に係る計画変更確認申請の手数は 21,000 円とする。
- ③ 確認審査を他機関等で実施した完了検査は、完了検査申請手数料に確認申請手数料の額を加算する。
- ④ 浄化槽の検査と本体建築物の完了検査を同時に実施する場合は、完了検査申請手数料から 8,000 円を減額する。(完了検査申込時に同時に受ける旨を申し出た場合に限る。)
- ⑤ 建築基準法第 6 条第 1 項第 4 号に係る建築物のホームエレベーター・小型昇降機・小荷物専用昇降機の設置がある場合は、完了検査申請手数料から 8,000 円を減額する。(完了検査申込時に同時に受ける旨を申し出た場合に限る。)

【別表第 6】構造適判調整手数料 (非課税、単位：円)

床面積の合計	手数料の額
200 m ² 以下	20,000
200 m ² を超え、50,000 m ² 以下	30,000
50,000 m ² を超える	別途見積

【別表第 7】ルート 2 基準審査加算手数料 (非課税、単位：円)

床面積の合計	手数料の額
200 m ² 以下	30,000
200 m ² を超え、1,000 m ² 以下	40,000
1,000 m ² を超え、3,000 m ² 以下	50,000
3,000 m ² を超え、5,000 m ² 以下	60,000
5,000 m ² を超える	別途見積

【別表第 8】天空率に関する手数料 (非課税、単位：円)

床面積の合計 (道路、隣地及び北側のそれぞれに適用)	手数料の額
200 m ² 以下	5,000
200 m ² を超える	10,000

【別表第 9】避難安全検証法に関する手数料 (非課税、単位：円)

床面積の合計	区画避難安全検証法 階避難安全検証法	全館避難安全検証法
2,000 m ² 以下	40,000	48,000
2,000 m ² を超え、 5,000 m ² 以下	70,000	84,000
5,000 m ² を超え、 10,000 m ² 以下	80,000	96,000
10,000 m ² を超え、 50,000 m ² 以下	150,000	180,000
50,000 m ² を超え、	230,000	276,000

100,000 m ² 以下		
100,000 m ² を超え、 200,000 m ² 以下	300,000	360,000
200,000 m ² を超える	別途見積	別途見積

【別表第10】耐火性能・防火区画検証法に関する手数料 (非課税、単位：円)

床面積の合計	耐火性能検証法	防火区画検証法
2,000 m ² 以下	40,000	40,000
2,000 m ² を超え、 5,000 m ² 以下	70,000	70,000
5,000 m ² を超え、 10,000 m ² 以下	80,000	80,000
10,000 m ² を超え、 50,000 m ² 以下	150,000	150,000
50,000 m ² を超え、 100,000 m ² 以下	230,000	230,000
100,000 m ² を超え、 200,000 m ² 以下	300,000	300,000
200,000 m ² を超える	別途見積	別途見積

【別表第11】限界耐力計算法等に関する手数料 (非課税、単位：円)

床面積の合計	限界耐力計算法等
2,000 m ² 以下	40,000
2,000 m ² を超え、 5,000 m ² 以下	70,000
5,000 m ² を超え、 10,000 m ² 以下	80,000
10,000 m ² を超え、 50,000 m ² 以下	150,000
50,000 m ² を超え、 100,000 m ² 以下	230,000
100,000 m ² を超え、 200,000 m ² 以下	300,000
200,000 m ² を超える	別途見積

【別表第12】特定天井に関する手数料 (非課税、単位：円)

対象面積の合計	特定天井	落下防止措置
200 m ² を超え、 500 m ² 以下	40,000	80,000
500 m ² を超え、 1,000 m ² 以下	70,000	140,000
1,000 m ² を超える	100,000	200,000

【別表第 13】 仮使用認定に関する申請手数料

(非課税、単位：円)

床面積の合計	手数料の額
500 m ² 以下	30,000
500 m ² を超え、3,000 m ² 以下	40,000
3,000 m ² を超え、10,000 m ² 以下	50,000
10,000 m ² を超える	別途見積

- (附則) この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
- (附則) この規程は、平成 12 年 9 月 25 日から施行する。
- (附則) この規程は、平成 13 年 3 月 1 日から施行する。
- (附則) この規程は、平成 16 年 7 月 1 日から施行する。
- (附則) この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- (附則) この規程は、平成 19 年 6 月 20 日から施行する。
- (附則) この規程は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。
- (附則) この規程は、平成 19 年 10 月 29 日から施行する。
- (附則) この規程は、平成 20 年 1 月 1 日から施行する。
- (附則) この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- (附則) この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- (附則) この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- (附則) この規程は、平成 26 年 6 月 1 日から施行する。
- (附則) この規程は、平成 26 年 8 月 1 日から施行する。
- (附則) この規程は、平成 27 年 2 月 1 日から施行する。
- (附則) この規程は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。
- (附則) この規程は、平成 27 年 11 月 9 日から施行する。
- (附則) この規程は、平成 28 年 2 月 8 日から施行する。
- (附則) この規程は、平成 29 年 9 月 25 日から施行する。
- (附則) この規程は、令和元年 10 月 1 日から施行する。
- (附則) この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- (附則) この規程は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。